



令和2年1月23日

各位

会社名 昭和飛行機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田沼 千明
(コード番号 7404 東証第二部)
問合せ先 経営企画部長 太田 剛
(TEL. 042-541-2103)

**資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、
剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定
及び令和2年3月期（第116期）配当予想の修正、
臨時株主総会招集のための基準日設定並びに臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、本日付で公表いたしました「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「当社意見表明リリース」といいます。)に記載の、令和2年2月10日に開始予定のビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.) (以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)に関連して、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の配当 (以下「本特別配当」といいます。)について令和2年3月17日開催予定の臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議するとともに、本臨時株主総会の招集、本臨時株主総会招集のための基準日設定及び本特別配当に関する基準日設定並びに令和2年3月期 (第116期) 配当予想の修正を行うことについても決議いたしましたので、お知らせいたします。

本公開買付けに対する意見表明及び本特別配当については、当社意見表明リリースもご参照ください。

I. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少

1. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

当社は、本日開催の取締役会において、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て、当社を完全子会社化することを企図していること並びに及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

当社は、本公開買付けに関連して、公開買付者からの提案及び当社の分配可能額を踏まえつつ、当社の保有する現預金やその事業運営に要する現預金の水準等を勘案した上で公開買付者との協議に基づき、本臨時株主総会を招集し、本公開買付けの成立を条件として、本特別配当について本臨時株主総会

に付議することを決議いたしました。

当社は、本特別配当を行うために必要な分配可能額を確保するため、本臨時株主総会において、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金を取り崩し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えることを付議することといたしました。

なお、当該資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少は、本公開買付けの成立を条件として効力が生じるものとします。

2. 減少すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額4,949,812,208円のうち200,000,000円を減少し、4,749,812,208円といたします。

(2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額6,218,555,741円のうち4,993,784,930円を減少し、1,224,770,811円といたします。

(3) 減少すべき利益準備金の額

利益準備金の額564,126,260円のうち564,126,260円を減少し、0円といたします。

(4) 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

資本金及び資本準備金の減少額の全額をその他資本剰余金に、利益準備金の減少額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 令和2年1月23日(木) |
| (2) 株主総会基準日 | 令和2年2月7日(金) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 令和2年3月3日(火)(予定) |
| (4) 臨時株主総会決議日 | 令和2年3月17日(火)(予定) |
| (5) 効力発生日 | 令和2年3月17日(火)(予定)(注) |

(注) 本日時点で、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生日は令和2年3月17日を予定しておりますが、本特別配当の実施は本公開買付けの成立を条件とするものであることから、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付け期間」といいます。)が延長となった場合には、当社は、当該効力発生日を本公開買付け期間終了以降の日に変更する予定です。

4. 今後の見通し

当社は、上記1のとおり、本特別配当を行うために必要な分配可能額を確保するために上記資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うものであり、本公開買付けが成立した場合には、上記資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少により増加したその他資本剰余金及び繰越利益剰余金を原資の一部として本特別配当を行うことを予定しております。

II. 剰余金の配当（特別配当）、剰余金の配当（特別配当）に関する基準日設定及び令和2年3月期（第116期）配当予想の修正

1. 本特別配当の内容

基準日	令和2年2月7日（金）
1株当たり配当金	631円
配当金の総額	20,579,785,467円
効力発生日	令和2年3月18日（水）（予定）
配当原資	資本剰余金及び利益剰余金

（注）1. 純資産減少割合 0.231（小数点以下第三位未満、切上げ）

2. 配当金の総額は、1株当たり配当金に、令和元年9月30日現在の発行済株式総数（33,606,132株）から、同日現在の自己株式数（991,575株）を控除した株式数（32,614,557株）を乗じた金額を記載しております。単元未満株式の買取請求又は買増請求によって、本特別配当の基準日までに当社の自己株式数に変動が生じる可能性がありますので、実際の配当金の総額は、1株当たり配当金に、上記基準日時点の発行済株式総数から同日時点の自己株式数を控除した株式数を乗じた金額となります。
3. 本特別配当の実施は、本公開買付けの成立並びに上記Iの資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生を条件としています。
4. 上記基準日より後に当社株式を取得した当社の株主の皆様は、当該当社株式に係る本特別配当を受領することができません。
5. 上記のとおり、本特別配当の実施は、本公開買付けの成立を条件としているため、本公開買付け期間が延長となった場合には、本特別配当の効力発生日も当該延長後の本公開買付け期間終了以降の日に変更する予定です。

2. 本特別配当に関する基準日設定

当社は、本特別配当を実施するため、令和2年2月7日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者をもって、本特別配当の支払いを受けることができる権利者といいたします。

- （1） 基準日 令和2年2月7日（金）
- （2） 公告日 令和2年1月24日（金）
- （3） 公告方法 電子公告

（当社ウェブサイト <https://www.showa-aircraft.co.jp/ir/disclosure/20200124koukoku.pdf> に記載）

3. 令和2年3月期（第116期）配当予想の修正の内容

基準日	年間配当金			
	第2四半期末	令和2年2月7日 (本特別配当)	期末	合計
前回予想 (平成31年4月25日)			6円	11円
今回修正予想		631円	0円	636円
当期実績	5円			
前期実績 (平成31年3月期)	5円		5円	10円

4. 理由

当社は、上記Ⅰの1に記載のとおり、本日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本特別配当について本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、本臨時株主総会において本特別配当に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、本特別配当の支払いは、本公開買付けに係る決済の開始日の後、速やかに行われる予定です。

また、本公開買付けは、令和2年2月10日に開始予定であり、本特別配当は、令和2年3月18日を目途に行われる予定であることから、当社は、令和2年3月期末配当に相当する額も加味した上で本特別配当を実施することが合理的であると判断しており、公開買付者との間で、原則として本特別配当以外の配当を行わないことを確認しております。そのため、本日開催の取締役会において、令和2年3月期の配当予想を修正し、令和2年3月期の期末配当を行わないことを決議いたしました。

なお、本特別配当は、本公開買付けが成立することを条件として実施される予定ですので、かかる条件が不充足となることが明らかになった場合には、当社は、その後の配当政策（令和2年3月期の期末配当の方針を含みます。）について速やかに決定の上、配当予想の修正について改めて開示いたします。

III. 臨時株主総会招集のための基準日設定並びに臨時株主総会開催日及び付議議案の決定

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

令和2年3月17日開催予定の本臨時株主総会における議決権を行使することができる株主を確定するため、令和2年2月7日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 令和2年2月7日（金）
- (2) 公告日 令和2年1月24日（金）
- (3) 公告方法 電子公告

（当社ウェブサイト <https://www.showa-aircraft.co.jp/ir/disclosure/20200124koukoku.pdf> に記載）

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案について

当社は、上記のとおり、本臨時株主総会において、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに本特別配当に係る議案を付議する予定であり、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日及び付議議案を以下のとおり決議いたしました。

- (1) 開催日時 令和2年3月17日(火) 午前10時
- (2) 開催場所 東京都昭島市拝島町4017-3
フォレスト・イン 昭和館 1階「桜林」
- (3) 付議議案
決議事項：
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
第3号議案 剰余金の配当（特別配当）の件

各議案につきましては、上記Ⅰ. 及びⅡ. をご参照下さい。

以上